

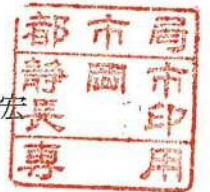
静岡市告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年4月15日

静岡市

上記代表者 静岡市長 田辺 信宏



1 都市計画の種類及び名称

- 静岡都市計画道路 3・2・3号本通線
- 3・3・4号流通センター中央線
- 3・4・23号下大谷線
- 3・4・26号南幹線
- 3・4・48号塚間羽衣線
- 3・5・74号羽衣海岸線
- 3・4・108号東静岡南口環状線

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡市役所都市局都市計画部都市計画課